

サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付要綱

平成 27 年 8 月 26 日	建設局長決裁
令和 2 年 3 月 31 日	一部改定
令和 3 年 3 月 31 日	一部改定
令和 4 年 9 月 22 日	一部改定
令和 6 年 3 月 13 日	一部改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市発注工事の品質確保、並びに、地元中小建設関連業の品質管理能力の向上を図るべく、本市のローカルスタンダードの品質マネジメントシステムであるサッポロ QMS の認証取得の促進を図るとともに、認証取得に係る事業主の負担軽減のための助成金交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業主)

第 2 条 対象事業主は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有するもの）で過去 5 年の間に札幌市発注工事の契約実績があるもの又は札幌市内に本店を有するもので過去 5 年の間に札幌市発注業務・役務の契約実績があるもの。
- (2) 札幌市税に滞納がないもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業主（暴力団員が実質的に経営を支配する事業主その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業主をいう。）でないもの。

(助成の対象)

第 3 条 前条で定める対象事業主がサッポロ QMS を認証取得するために NPO 法人サッポロ QMS に、初回審査登録料金及びオプション料金として支払った費用とする。

(助成金額)

第 4 条 前条に掲げる費用について、予算の範囲内において対象事業主に対して、NPO 法人サッポロ QMS に支払った金額の半額を助成するものとする。ただし、1 対象事業主の助成金の上限を 25 万円とする。なお、助成対象額には消費税相当額を含まないものとする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、サッポロ QMS の認証取得に対する助成金交付申請書（様式 1）に次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 過去 5 年の間に札幌市発注工事又は業務・役務を受注した契約書（写し）
- (2) サッポロ QMS 認証取得に係る契約書（写し）
- (3) サッポロ QMS 構築スケジュール表

2 前項で定める申請は、次の各号に掲げるいずれかの時期に行うものとする。（いずれの場合にお

いても、交付申請を行った年度中に第7条で規定する認証取得完了の報告を行う必要があることに留意すること（第10条で定める場合を除く。）

- (1) NPO法人サッポロ QMS と認証取得に係る契約（以下、「認証取得契約」という。）を締結した年度中に、認証取得が完了する見込みの場合は、認証取得契約後、速やかに行う。
- (2) サッポロ QMS 構築スケジュール上、認証取得契約を締結した年度中に認証取得が完了しないことが当初から明らかな場合は、認証取得契約を締結した翌年度、速やかに行う。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- (1) 市長は審査の結果をサッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付（不交付）決定通知書（様式2）により直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 対象事業主は助成交付決定を受けた後、助成要件を満たさなくなったときは、速やかに市長に対して書面で報告しなければならない。

（認証取得完了の報告）

第7条 NPO法人サッポロ QMS による審査を終了し、認証取得が認められた対象事業主はサッポロ QMS 認証取得報告書（様式3）及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) サッポロ QMS の登録証（写し）
- (2) サッポロ QMS の判定結果通知書（写し）
- (3) サッポロ QMS の領収書（写し）

（審査及び助成金額の決定等）

第8条 市長は前条に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、助成金交付の決定を受けた又は助成金の交付を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、サッポロ QMS 認証取得に対する助成金交付決定取消通知書（様式4）により助成金交付の決定を取消し又は既に交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

（審査が次年度に継続する場合の措置）

第10条 第6条に基づく交付決定を受けたのち、NPO法人サッポロ QMS による審査が申請年度中に完了せず次年度に継続する場合で、引き続き助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、サッポロ QMS の認証取得に対する助成金交付申請書（継続）（様式5）に次の各号に掲げる書類を添付し、翌年度、速やかに提出するものとする。

- (1) サッポロ QMS 認証取得に係る契約書（写し）（変更がある場合のみ）

(2) サッポロ QMS 構築スケジュール表 (変更後)

2 前項に基づく申請があったときは、第6条から第9条の規定を準用して適用する。ただし、様式2とあるのは様式6に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。